

○国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）新旧対照表（平成十八年一月一日施行）

（附則第八十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例）</p> <p>第一百六条の二 次の各号に掲げる入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、当該各号に規定する病院、診療所、施設又は住居（以下この条において「病院等」という。）の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該病院等に入院等をした際他の市町村（当該病院等が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第五条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。ただし、二以上の病院等に継続して入院等をしている被保険者であつて、現に入院等をしている病院等（以下この条において「現入院病院等」という。）に入院等をする直院等をする直前に入院等をしていた病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病</p>	<p>（病院等に入院又は入所中の被保険者の特例）</p> <p>第一百六条の二 次の各号に掲げる入院又は入所（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、当該各号に規定する病院、診療所又は施設（以下この条において「病院等」という。）の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該病院等に入院等をした際他の市町村（当該病院等が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第五条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。ただし、二以上の病院等に継続して入院等をしている被保険者であつて、現に入院等をしている病院等（以下この条において「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしていた病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病</p>

及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。

一・二（略）

二の二 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第五条第十六項に規定する共同生活援助を行う住居への入居
三・六（略）
2・3（略）

院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。

一・二（略）

三・六（略）
2・3（略）

（附則第八十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例）

第一百六条の二 次の各号に掲げる入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、当該各号に規定する病院、診療所又は施設（以下この条において「病院等」という。）の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該病院等に入院等をした際他の市町村（当該病院等が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第五条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。ただし、二以上の病院等に継続して入院等をしている被保険者であつて、現に入院等をしている病院等（以下この条において「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしていた病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び

（病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例）

第一百六条の二 次の各号に掲げる入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、当該各号に規定する病院、診療所、施設又は居住（以下この条において「病院等」という。）の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該病院等に入院等をした際他の市町村（当該病院等が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第五条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。ただし、二以上の病院等に継続して入院等をしている被保険者であつて、現に入院等をしている病院等（以下この条において「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしていた病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び

現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。

一 （略）

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設への入所（同法第二十七条第一項第三号又は同法第二十七条の二の規定による入所措置がとられた場合に限る。）

三 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第十五条第十二項に規定する障害者支援施設又は同条第一項の厚生労働省令で定める施設への入所

四 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設への入所

及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。

一 （略）

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定する児童福祉施設への入所（同法第二十七条第一項第三号又は同法第二十七条の二の規定による入所措置がとられた場合に限る。）

三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十四第一項に規定する身体障害者更生施設等への入所

四 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十四第一項に規定する知的障害者更生施設等（同法第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮を除く。）又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）

第十一條第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設への入所

2
・
3
五
・
六
(略)
(略)

2
・
3
五
・
六
(略)
(略)

○激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律

(昭和三十七年法律第百五十号)

新旧対照表

(附則第八十九条関係)

(平成十八年十月一日施行)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案

現 行

(特別の財政援助及びその対象となる事業)

第三条 (略)

一〇六の二 (略)

七 身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号)

第二十八条第一項又は第二項の規定により都道府県又は市町村が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業

(特別の財政援助及びその対象となる事業)

第三条 (略)

一〇六の二 (略)

七

身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号)

第二十七条第二項又は第三項の規定により都道府県又は市町村が設置した身体障害者更生援護施設の災害復旧事業

八 障害者自立支援法 (平成十七年法律第 号) 第

七十九条第一項若しくは第二項又は第八十三条第二項若しくは第三項の規定により都道府県又は市町村が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉

ホーム又は障害福祉サービス (同法第五条第六項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、

同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援に限る。) の事業の用に供

する施設の災害復旧事業

九〇十四 (略)

2
(略)

九〇十四 (略)

2
(略)

○地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第九十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

別表第一（第四条関係）

改
正
案

現
行

事業の区分

の 分 三		合 割 担 負 の 国	
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通	略	略	（略）

別表第一（第四条関係）

の 分 三		合 割 担 負 の 国	
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通	略	略	（略）

(略)	(略)	(略)	(略)	設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（同条第六項に規定する生活介護又は同条第十三項に規定する自立訓練を行うものに限る。）のうち、木造の施設の改築
略	略	略	略	二

(略)	(略)	(略)	(略)	所施設を除く。）、重症心身障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更生施設で、重度の肢体不自由者を入所させるもの若しくは身体障害者療護施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条に規定する知的障害者更生施設（通所施設を除く。）又は老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームのうち、木造の施設の改築
略	略	略	略	二

別表第二（第四条関係）

事業の区分		(略)
児童福祉法第七条第一項に規定する乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、生活障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、生活	合 割 担 負 の 県 府 道 都	略
一 の 分 六		

別表第二（第四条関係）

事業の区分		(略)
児童福祉法第七条に規定する乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、生活障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、身体障害者	合 割 担 負 の 県 府 道 都	略
一 の 分 六		

保護法第三十八条第一項に規定する救護施設、老人福祉法第五条の三に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設（同条第六項に規定する生活介護又は同条第十三項に規定する自立訓練を行うものに限る。）のうち、木造の施設の改築

福祉法第五条第一項に規定する身体障害者更生施設で、重度の肢体不自由者を入所させるもの若しくは身体障害者療護施設、生活保護法第三十八条第一項に規定する救護施設、知的障害者福祉法第五条に規定する知的障害者更生施設（通所施設を除く。）又は老人福祉法第五条の三に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームのうち、木造の施設の改築

○沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第九十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表（第百五条関係）

		項		事業の区分	国庫の負担又は補助の割合の範囲	別表（第百五条関係）
設 加 支 援 施	身 体 障 害 者 社 会 参	十九	十八			
定する身体障害者社会参	身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十 三号）第五条第一項に規	児童福祉施設の整備	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第 七条第一項に規定する児童福祉施設の整備	十分の八 以内	十分の八 以内	別表（第百五条関係）
定する身体障害者社会参	三分の二 以内	三分の二 以内	児童福祉施設の整備	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第 七条に規定する児童福祉施設の整備	十分の八 以内	別表（第百五条関係）

		項		事業の区分	国庫の負担又は補助の割合の範囲	別表（第百五条関係）
護 施 設	身 体 障 害 者 更 生 援	十九	十八			
定する身体障害者更生援	身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十 三号）第五条第一項に規	児童福祉施設の整備	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第 七条に規定する児童福祉施設の整備	十分の八 以内	十分の八 以内	別表（第百五条関係）
定する身体障害者更生援	三分の二 以内	三分の二 以内	児童福祉施設の整備	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第 七条に規定する児童福祉施設の整備	十分の八 以内	別表（第百五条関係）

二十七	二十六	二十五	二十四	二十三	二十二	二十一		二十		
(略)		(略)		加支援施設の設置						
(略)		(略)								
(略)		(略)								

二十八	二十七	二十六	二十五	二十四	二十三	二十二	二十一	二十		
(略)	設 者 援 護 施 設	(略)		護施設の設置						
(略)	知的障害 者 援 護 施 設 の 整 備	(略)								
(略)	第五条に規定する知的 障害者援護施設の整備)(三十 五年 法 律 第 三 十七 号	(略)								
(略)	以内 三分の二	(略)								

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）新旧対照表（平成十七年十月一日施行）

（附則第九十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改
正
案

現
行

（指定都市の権能）

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

- 一 児童福祉に関する事務
- 二 民生委員に関する事務
- 三 身体障害者の福祉に関する事務
- 四 生活保護に関する事務
- 五 行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務
- 五の二 社会福祉事業に関する事務
- 五の三 知的障害者の福祉に関する事務
- 六 母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務
- 六の二 老人福祉に関する事務

（指定都市の権能）

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

- 一 児童福祉に関する事務
- 二 民生委員に関する事務
- 三 身体障害者の福祉に関する事務
- 四 生活保護に関する事務
- 五 行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務
- 五の二 社会福祉事業に関する事務
- 五の三 知的障害者の福祉に関する事務
- 六 母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務
- 六の二 老人福祉に関する事務

	法律 事務	別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。	2 (略)	七 母子保健に関する事務 八 障害者の自立支援に関する事務 九 食品衛生に関する事務 十 墓地、埋葬等の規制に関する事務 十一 興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する事務
--	----------	--	-------	--

	法律 事務	別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。	2 (略)	七 母子保健に関する事務 八 削除 九 食品衛生に関する事務 十 墓地、埋葬等の規制に関する事務 十一 興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する事務
--	----------	--	-------	--

(略)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)	(略)
(略)	<p>一 この法律(第一章から第三章まで、第十九条の二第四項、第十九条の七、第十九条の八、第十九条の九第一項、同条第二項(第三十三条の五において準用する場合を含む。)、第二十九条の七、第三十条第一項及び第三十一条、第三十三条の四第一項及び第三項並びに第六章を除く。)の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>	(略)
(略)	<p>一 この法律(第一章から第三章まで、第十九条の二第四項、第十九条の七、第十九条の八、第十九条の九第一項、同条第二項(第三十三条の五において準用する場合を含む。)、第二十九条の七、第三十条第一項及び第三十一条、第五章第四節、第三十三条の四第一項及び第三項並びに第六章を除く。)の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>	(略)
(略)	<p>一・三 (略)</p>	<p>一・三 (略)</p>

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第九十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	事務
(略)	(略)
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第一百一十三号）	一 この法律（第一章から第三章まで、第十九条の二第四項、第十九条の七、第十九条の八、第十九条の九第一項、同条第二項（第三十三条の五において準用する場合を含む。）、第二十九条の七、第三十条第一項及び第三十一条、第三十三条の四第一

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	事務
(略)	(略)
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第一百一十三号）	一 この法律（第一章から第三章まで、第十九条の二第四項、第十九条の七、第十九条の八、第十九条の九第一項、同条第二項（第三十三条の五において準用する場合を含む。）、第二十九条の七、第三十条第一項及び第三十一条、第三十三条の四第一

項及び第六項並びに第六章を除く。
) の規定により都道府県が処理する
こととされている事務

二・三 (略)

(略)

項及び第三項並びに第六章を除く。
) の規定により都道府県が処理する
こととされている事務

二・三 (略)

(略)